

様式1

記入例

提出日を記入
《空欄にしない》

令和 7 年 10 月 0 日

静岡県高等学校等奨学給付金支給申請書
(注：奨学給付金は、返済不要の給付金です。)

HRNO 3191

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添付し、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。(私が生活保護受給世帯の場合は、静岡県高等学校等奨学給付金認定事務にあたり、必要に応じ福祉事務所等へ照会されることについて同意します。)

HRNOを記入

申請者住所	〒123-4567 静岡県浜松市中央区〇〇町123 コーポA101 Tel (053) 434 - 1234	ふりがな	はまとう ちちお
申請者氏名	浜東 父男		
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

- ※下記の事項について、必ず4つとも内容を確認し、すべてに必ず☑を入れる。
- ✓ 上の申請書に添付した書類が正しいことを確認してください。
 - ✓ 上の申請書に添付した書類が正しいことを確認してください。
 - ✓ 私(申請者)は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。
 - ✓ この申請の対象となる高校生等が、奨学給付金の支弁対象ではありません。

【振込口座について】

下記のとおり静岡県高等学校等奨学給付金(静岡県高等学校等奨学給付金)

【推奨】

諸会費等校納金(学年会費・修学旅行積立など)に未納がある方は、ここに☑すると、給付金が支給される時に、未納分の校納金に充当されます。差額は校納金口座へ返金されます。

- ※下記希望・承諾事項について、必ず☑を入れる。
- ✓ 私が支給を受ける静岡県高等学校等奨学給付金(教材費、学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等)に充てることについて、学校設置者(校長)に委任することを承諾します。
 - ✓ 授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座(諸会費口座と同じ口座)に振込を依頼します。
 - ☐ 下記に記入した口座に振込を依頼します。(市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください)

振込先金(該当するもの)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金		
預貯金口座番号(7桁)		
フリガナ		
口座名義人		

※この申請書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒	—
---	---

生徒氏名(ふりがな)及び生年月日を記入し、科に○をつける。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	はまとう いちろう		
氏名	浜東 一郎	生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
在学する学校	学校名、課程等	静岡県立浜松東高等学校 全日制 情報ビジネス・総合ビジネス・普通科	
	学校設置者	静岡県	
	学校の所在地	静岡県浜松市中央区笠井新田町1442番地	

次のページに進んでください。

*以下、申請者は記入しないでください。

※認定欄	学校	金・定・通・専
	生業扶助	未受給・受給

支給	生保	非課程	通信	専攻	専攻他
可・否	32,300	143,700	50,500	50,500	10,100

過去、在学中に給付金を受給している回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当する世帯等であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

生活保護受給世帯
の場合

- ☒ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。
【添付書類】生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
→該当 (2)以降の記載は不要です。
- ☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】扶養親族申告書（様式1－4）
- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】扶養親族申告書（様式1－4）

・チェック以下は記入不要です。
・生活保護受給証明書等の添付書類を、必ず同封してください。

- (2) ①から⑤までの該当する項目の□に✓点を記入してください。
(次の者の課税証明書等を提出します。)

①□	親権者（両親）2名分
②□	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 □親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が1名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③□	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤□	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当している場合は、次のいずれかの項目に「可」と記入し、申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

非課税世帯の場合
(親権者2人収入あり)

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者（以下「生活保護受給者」という。）
【添付書類】生活保護受給者（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
【注】生活保護受給者（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
生活保護受給者（高等学校等就学費）の場合、(2)以降の記載は不要です。

チェックする

- ✓ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

【添付書類】扶養親族申告書

2名分の課税証明書等を添付してください。
※令和7年度(令和6年分)であること！

- (2) ①から⑤までの該当する項目の□に「可」と記入してください。

(次の者の課税証明書等を提出してください。)

- ①✓ 親権者（両親）2名分
- ②☐ 親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入
- ☐ 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合
- ☐ 離婚・死別等により親権者が1名の場合
- ☐ 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
- ③☐ 未成年後見人（ ）名分
- 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分)
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ④☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分
- 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤☐ 主たる生計維持者 1名分
- ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
- ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑥☐ 高校生等本人
- 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のい
- ・成人に達している場合
- ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

★忘れずに記入★(注:未記入者多数)
課税証明書等の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄
浜東 父男	父

氏名	高校生等との続柄
浜東 母子	母

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

非課税世帯の場合
（親権者1人の場合）

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯等
- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯等（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
- （※専攻科の場合、(2)以降の記載は不要です。）

チェックする

- ✓ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
- ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
- 【添付書類】

1名分の課税証明書等を添付してください。
※令和7年度（令和6年分）であること！

- (2) ①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次のとおり記入してください。

（次の者の氏名を提出します。）

①	☐ 親権者 2名分
②	☒ 親権者 1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入
	☐ 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合
	☒ 離婚・死別等により親権者が1名の場合
	☐ 家庭内暴力等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③	☐ 未成年後見人 1名分
	未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分
	※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2名分
	高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者 1名分
	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
	・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐ 高校生等本人
	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれかに該当しない場合であり、
	・成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合 等
	・未成年であるが主たる生計維持者が存在しない場合 等

・理由も忘れずに
チェックしてください

★忘れずに記入★（注：未記入者多数）
課税証明書類等の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

注目!

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
浜東 母子	母		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書類等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合